

教義指第1254号
令和4年3月7日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年1月19日に国から発出されたまん延防止等重点措置（2月10日期間延長）については、陽性者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応」資料10が決定されました。県立学校における教育活動の対応として、「感染防止を第一としつつ、対策を徹底し、最大限可能な範囲の教育活動を継続」を基本方針としております。

市町村教育委員会におかれましても、この基本方針を踏まえ、下記のとおり引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、学校運営を継続いただきますようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

記

1 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

(1) 臨時休業の目安について

感染力が強いオミクロン株の影響を受ける中、当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」資料2で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」資料3を改めて確認しておくこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時は臨時休業や出席停止を適切かつ迅速に判断すること。

(2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障等について

臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と児童生徒の関係性の継続が大切であることから、例えば、Google Classroom や Zoom などを活用した同時双方向の学習指導や学習課題の配

信、朝の会、健康観察や健康相談、教育相談など、ICT等を積極的に活用することを含め、学習保障等に努めること。

ICTの活用にあたっては、令和4年1月14日付け事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」[資料4](#)を参考にすること。

2 学習活動における感染対策について

(1) 授業における留意点

上記1の陽性者発生時の初期対応を徹底し、学習活動を実施すること。ただし、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するため、学校や地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じてオンライン学習を活用した分散登校や短縮授業を実施すること。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わないこと。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱うこと。

なお、グループワークや話し合い活動については、短時間で行う、付箋やICTを使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底しながら、対話的な学びが充実するような工夫を講じること。

3 学校行事について

各学校行事を実施する際は、感染防止対策を踏まえ、行事の内容や開催方法等について工夫すること。

(1) 修学旅行等の校外行事について

修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を慎重に判断すること。

(2) 卒業式及び入学式等について

原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。その際は、児童生徒一人につき保護者1名ま

でを基本とし、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

また、式後の集まりや会食等を自粛すること。

実施にあたっての工夫例については、令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について(通知)」資料7の6(3)令和3年度の卒業式についてを参照すること。

(3) 修了式及び始業式等について

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱を控えるなどの工夫も検討すること。

4 部活動について

活動の制限を段階的に緩和する。

ただし、部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。

< 3月7日(月)から21日(月)まで >

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止

- (1) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- (2) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にを行い、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わない。)
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等における感染防止対策を徹底すること。
- (4) 全国大会や関東大会(その予選会を含む)、県内公式大会及びコンクール(定期演奏会を含む)に出場する場合は、大会開催初日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。
ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

< 3月22日(火)から(学年末休業・春季休業期間中を含む) >

- (1) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。(土日いずれか1日も可とする。)
- (2) 各種大会やコンクールへの参加についても、県方針に基づいた参加を可能とするが、感染拡大状況や大会ごとの感染防止対策等を確認した上で適切に判断すること。
- (3) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会(コンクール)等に出場するために大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等踏まえ、実施の可否を判断すること。

- (4) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいで的活動については、慎重に判断すること。

5 教職員・児童生徒のワクチン接種について

(1) 教職員の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務負担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」[資料5](#)、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教小第153号「職務に専念する義務の特例について（通知）」[資料6](#)を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特にワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

6 学校外での感染防止について

長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について保護者等に協力を依頼すること

- ア 規則正しい生活習慣の徹底
- イ 基本的な感染防止対策の徹底
- ウ 日々の健康観察の徹底
- エ 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

7 送付資料

- 【資料1】令和4年3月4日付け教高指第2525号「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について（通知）」
- 【資料2】令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（通知）」
- 【資料3】令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」
- 【資料4】令和4年1月14日付け事務連絡「やむを得ず学校に登校できない生徒等へのICTを活用した学習指導等について（通知）」

- 【資料5】令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- 【資料6】令和3年6月10日付け教小第153号「職務に専念する義務の特例について（通知）」
- 【資料7】令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について（通知）」
- 【資料8】令和4年1月26日付け教義指第1098号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応（一部強化）について」
- 【資料9】令和4年2月14日付け教義指第1167号「まん延防止等重点措置期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」
- 【資料10】令和4年3月4日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料（抜粋）
「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応」
「県立学校における陽性者発生時の感染拡大防止対策」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること
担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当
電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963

I C Tの活用に関すること
担 当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当
電 話 048-830-7557

教育員のワクチン接種に関すること
担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当
電 話 048-830-6971